

「検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を  
改正する政令案」に対する意見

2008(平成20)年6月12日  
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

下田検察審査会など合計50庁の検察審査会の統廃合については慎重に判断されるべきであり、統廃合の対象となる検察審査会の管轄区域に居住する国民、地方自治体、単位弁護士会等の意見を最大限尊重し、申立人及び審査員となる国民に実質的な不利益が生じない場合など、真にやむを得ない場合に限られるべきである。

第2 意見の理由

1 本政令案は、申立件数の多い東京地方裁判所の所在地などに合計14庁の検察審査会を新設し(第1条)、申立件数の少ない下田検察審査会など合計50庁の検察審査会を統廃合する(第2条)ことを目的とするものである。

当連合会は、今回対象とされた検察審査会がある単位弁護士会に対して、今回の改正についてどう考えるか、アンケートを実施し意見を徴した。それによると、多数の単位弁護士会が、検察審査会の統廃合は司法制度改革審議会意見書にうたわれた国民の司法参加の理念に逆行すること、検察審査会の統廃合は国民の検察審査会の利用を阻害すること、むしろ検察審査会の制度や運用の改革をして利用しやすい検察審査会を目指すべきであること、検察審査会の統廃合は裁判所支部や独立簡裁の統廃合につながる懸念があることなどを理由に、検察審査会の統廃合に反対する旨の回答をした。

その単位弁護士会の回答状況をふまえ、当連合会は、14庁の検察審査会の新設は検察審査会の審理を充実させるために当然の措置であるとしても、50庁の検察審査会の統廃合については、上に記載された各理由から慎重に判断されるべきであり、統廃合の対象となる検察審査会の管轄区域に居住する国民、地方自治体、単位弁護士会等の意見を最大限尊重し、申立人及び審査員となる国民に実質的な不利益が生じない場合など、真にやむを得ない場合に限られるべきであると考える。

2 そもそも、検察審査会は、「公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図る」ことを目的とした制度であり(検察審査会法第1条)、国民の司法参加の制度の一つとして重要な意義を有している。もとより、司法制度がその機能を十全に果たすためには、その国民的基盤が確立されることが不可欠

であり、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は、司法制度改革の三本柱の一つと位置づけられる（司法制度改革審議会意見書）。

司法制度改革審議会意見書の前記提言を受けて、司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会での検討を経て、検察審査会を充実・強化し、より国民が利用しやすい制度とするため、平成16年の検察審査会法の改正（平成16年法律第62号）により、第二段階の起訴議決に対するいわゆる法的拘束力を付与し、審査補助員制度を創設することになったのであり、その施行が平成21年5月に迫っているところである。

3 ところが、平成2年10月に実施された世論調査によると、「検察審査会の名称を見たり聞いたりしたことがある」という者は31.2%、「検察審査会の所掌事項に不起訴処分の当否の審査があることを知っている」という者は26.0%にとどまっており、国民に十分に周知されているとは言い難い状況にある（内閣総理大臣官房広報室『検察審査会制度に関する世論調査』）。

こうした状況に鑑みると、まずは、国民に対し検察審査会制度の意義、利用方法等をより十分に広報するなど、検察審査会の審査を充実させるための取組みが求められているというべきであり、平成16年改正検察審査会法施行後の申立件数の動向を検証することも必要である。

これに加え、検察審査会は、犯罪被害者等から申立てがない場合であっても、「その過半数による議決」があるときは「職権で」審査を行うことが可能であり（検察審査会法第2条1項1号、同法第2条第3項）、いわゆる被害者のない犯罪については積極的に職権で受理することが求められ、さらに検察審査会は検察事務の改善に関する建議及び勧告を行うことも可能である（同法第2条1項2号）。申立件数だけで統廃合の可否を判断することは相当ではない（建議・勧告制度が十分機能しておらず、この制度を充実・実質化する必要があることは、司法制度改革審議会意見書が指摘するとおりである）。

また、検察審査会は、申立人等の尋問（同法第37条）、専門的助言の聴取（同法38条）、実地見聞（明文の規定はないが、認められている）等の規定を活用して、積極的に事実の取調べを行うことが求められている。

更に、「尋問のための申立人の出頭は極めてまれであり、ここ数年では全国で年平均10件程度である」という指摘があるが、平野龍一ほか5名による「座談会 検察審査会制度をめぐって」（ジュリスト544号88頁）によると、「昭和47年において証人尋問をした事件が全体の26.8%です。そのほか、実地見分をしたのが4.2%，申立人の尋問をしたのが36.2%，検察官の意見を聞いたのが3.5%，被疑者の尋問をしたのが34%」（吉丸眞最高裁判所事務総局刑事局第一課長の発言）であったというのであり、昭和47年当時は積極的に申立人等の尋問が実施されていたことがうかがわれ

るから、むしろ、近年の運用こそ是正されるべきであると考えられる。

検察審査会の制度及び運用については、なお、上記のとおり改善の余地があると思われる。

4 以上より、当連合会は、下田検察審査会など合計 50 庁の検察審査会の統廃合については慎重に判断されるべきであり、統廃合の対象となる検察審査会の管轄区域に居住する国民、地方自治体、単位弁護士会等の意見を最大限尊重したうえで、申立人に過大な負担を強いることや申立人等の尋問や実地見聞の実施が困難になることがなく、受入庁まで公共交通機関を用いて短時間で移動することが可能である場合など、申立人及び審査員となる国民に実質的な不利益が生ぜず真にやむを得ない場合に限られるべきであると考える。

以上